

サポート要件における課題の解決の認識

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **村林 隆**一 弁護士 **田上 洋平**

裁判例 知財高判平成27年11月24日 (平27(行ケ)第10026号) (裁判所ホームペーシ知的財産裁判例)

第1. 裁判例の事案と判示内容

1. 事案の概要

発明の名称を「回転角検出装置」とする発明(特許第3438692号。以下、この特許を「本件特許」という。)(特許権者=被告)の無効審判請求に対する審決の取消訴訟である。

本件の事実関係を時系列に沿って整理すると次のとおりである。

平成12年1月28日 本件特許出願(特願2000-24724号)

平成15年6月13日 本件特許登録(特許第3438692号)

平成24年8月31日 原告 無効審判請求 (無効2012-800140号)

平成24年11月30日 被告 訂正請求

平成25年6月17日 審決 (第一次)

「請求のとおり訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」

平成25年7月22日 原告 審決取消訴訟出訴

(平成25年(行ケ)第10206号)

平成26年2月26日 審決取消訴訟 請求認容判決

(新規事項の追加訂正 特許法126条5項違反)

平成26年5月22日 被告 訂正請求(以下「本件訂正」という。)

平成27年1月8日 審決(第二次)(以下「本件審決」という。)

「請求のとおり訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」

平成27年2月12日 原告 審決取消訴訟出訴(本件訴訟)

平成27年11月24日 審決取消訴訟 請求認容判決(本件判決)

2. 特許請求の範囲の記載

本件訂正による訂正後の特許請求の範囲は次のとおりである。なお、訂正発明は1~4 (請